

【粕屋町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援金 Q&A】

		質問	回答
共通	1	申請してから給付までにどれくらいの期間を要しますか。	2～3週間程度です。 給付が決定した際には、「中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援金交付決定通知書」を送付しますので、そちらで振込日をご確認ください。
	2	中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援金は課税の対象になりますか。	課税の対象となります。 詳しくは、税務署等にお問い合わせください。
法人	1	本店などの主たる事業所が粕屋町にあるかはどのようにして確認したらよいですか。	基本的には、直近の法人税確定申告書別表一の納税地欄に粕屋町の住所が記載されているか確認してください。 ※上記以外でも交付対象となる場合がありますので、お問い合わせください。
	2	粕屋町に支店がある場合でも申請できますか。	申請できません。 粕屋町に本店などの主たる事業所を有する必要があります。
	3	2つの会社を経営しています。会社ごとに申請できますか。	会社ごとに申請できます。 それぞれの会社（法人番号）ごとに確定申告をされていると思いますので、それぞれ必要書類を添付してください。
	4	法人であれば、全て対象となりますか。	今回の対象は、中小企業基本法で定義される中小企業になりますので、大企業や医療法人・学校法人・社会福祉法人・NPO法人等の一部対象にならない法人もあります。

個人事業主	1	「主たる事業所」はどこで確認したらよいですか。	<p>確定申告の際に提出された青色申告決算書（青色申告の方）又は収支内訳書（白色申告の方）に記載されている「事業所所在地」欄に粕屋町内の住所が書かれているかを確認してください。</p> <p>空欄の場合は、事業所所在地が粕屋町にあることがわかる書類（開業届、営業許可証、事業所の賃貸借契約書など）を追加で添付してください。</p>
	2	自宅は福岡市、事業所は粕屋町にあります。申請できますか。	<p>申請できます。</p> <p>令和4年10月1日時点において、粕屋町内に主たる事業所を有する方であれば対象となります。</p>
	3	自宅は粕屋町、事業所は福岡市にあります。申請できますか。	<p>申請できません。</p> <p>令和4年10月1日時点において、粕屋町内に主たる事業所を有する方が対象となります。</p>
	4	2つの店舗を営んでいます。店舗ごとに申請できますか。	<p>店舗ごとの申請はできません。</p> <p>町内に複数の店舗を営んでいても、申請は1事業者につき1回限りです。</p>
	5	個人で不動産経営をしております、賃貸収入で確定申告をしています。対象になりますか。	<p>申請できません。</p> <p>確定申告書に「事業収入」として申告をしている事業者が対象となりますので、不動産収入の方は対象ではありません。</p>
	6	農林漁業は対象になりますか。また、兼業農家ですが、対象になりますか。	<p>対象になります。</p> <p>また、兼業の場合の要件として、下記①②のどちらも満たす方が対象となります。</p> <p>① 農業を自ら経営し、作業に従事していること。</p> <p>② 農業により得られた収入が主な事業収入として認められるもの。</p> <p>※その他の収入がある場合は、事前にご相談ください。</p>